

岩手県告示第 529 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大只越（1）－1	釜石市大只越町一丁目（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
大只越（1）－2	〃	〃	〃
大渡（1）－1	釜石市大渡町三丁目（別紙図面のとおり。）	〃	〃
大町三丁目	釜石市大町三丁目（別紙図面のとおり。）	〃	〃
大只越町一丁目	釜石市大只越町一丁目（別紙図面のとおり。）	〃	〃
大只越の沢（4）	〃	土石流	〃
大只越の沢（5）	〃	〃	〃
大只越の沢（6）	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び釜石地方振興局土木部並びに釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。